

事務・事業の定期的検証の目的・観点及びその対象

○ 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、指定等法人(※)が行う指定、登録等に係る事務・事業について、改善すべき点がないか毎年見直しを行うとともに、少なくとも3～5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うこととされている。

※ 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人。独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合等は除外されている。

○ 厚生労働省においては、90事務・事業、8,358法人が対象。

事務・事業の見直し状況

○ 90事務・事業のうち**5事務・事業については廃止**。これは、行政刷新会議による事業仕分け等を踏まえたもの。

○ また、厚生労働省としては、独自に実施した、省内事業仕分けや独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会において、指定等法人の在り方について見直しを行い、**指定等法人に対する補助金等の削減や指定等法人に再就職する公務員OBの削減等**を進めている。また、独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書での指摘を踏まえ、一部の指定等法人の在り方については、審議会や検討会において、その必要性や妥当性について改めて検討したところである。更に、同整理合理化委員会等での検討対象とならなかった指定等法人についても、インターネットでの公開を行い透明性を高める取組、指定等基準の法令での明確化、自主的な補助金等の削減等を進めている。

- ① 透明性の確保（インターネットでの公開、指定等基準の見直し・明確化）・・・63事務・事業
- ② 手数料等の引き下げ（食鳥処理衛生管理者養成等）・・・2事務・事業
- ③ 教育カリキュラム等の見直し（看護師等）・・・18事務・事業
- ④ 公務員OBの削減（介護労働安定センター等）・・・4事務・事業
- ⑤ 指定法人等に対する補助金等の削減、経費削減（全国シルバー人材センター事業協会等）・・・12事務・事業
- ⑥ 事務・事業の内容の見直し（医師臨床研修の見直し、ボイラー試験の要件緩和等）・・・9事務・事業

見直しを踏まえた政策評価結果

- 指定等法人の事務・事業については、上述のように、行政刷新会議による事業仕分け、省内事業仕分け、独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会等により見直しを行ってきたところであるが、今回改めて、廃止された5事務・事業を除く85事務・事業について、
 - ① 事務・事業の必要性等(事務・事業の必要性、妥当性、有効性)
 - ② 事務・事業の執行体制の妥当性(指定等を行う妥当性、実施主体としての適格性)
 - ③ 評価結果の総括(現状分析と今後の方向性)の観点から評価を行った。

- 評価結果
評価結果の総括としては、85事務・事業について、引き続き指定等法人により実施する必要があるとしているが、今後も定期的な検証を行い、必要な見直しを行っていくべきである。
評価結果については、政策評価に関する有識者会議WG(7月上旬～7月下旬開催予定)からの意見聴取後HPで公表予定。